

# 福岡県公報

平成二十年八月二十日  
第二千八百六十三号  
増刊 ①

## 目次

規 則 (第五十一号・第五十二号)

福岡県精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

(健康増進課)

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

(福祉総務課)

## 規 則

福岡県精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年八月二十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第五十一号

福岡県精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

福岡県精神障害者措置入院費徴収規則(昭和三十七年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「保護をつけて」を「保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付を受けて」に改める。

別表中「一、五〇〇、〇〇〇円以下」を「一、四七〇、〇〇〇円以下」に、「一、五〇〇、〇〇一円以上」を「一、四七〇、〇〇一円以上」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県精神障害者措置入院費徴収規則別

表の規定は、平成二十年六月一日から適用する。

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年八月二十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第五十二号

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 規 則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び緊急小口資金」を「緊急小口資金及び自立支援対応資金」に改める。

第三条の表低所得世帯の項中「及び緊急小口資金」を「緊急小口資金及び自立支援対応資金」に改め、同表障害者世帯の項及び高齢者世帯の項中「及び療養・介護等資金」を「療養・介護等資金及び自立支援対応資金」に改める。  
別表緊急小口資金の項の次に次のように加える。

自立支援対応資金	月額十万円	貸付けの日から二月以内	七年以内
----------	-------	-------------	------

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成二十年四月一日以降の申請に係る貸付資金について適用する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）